

# 軽減税率の対象と

## なるもの・ならないもの



令和元年 10月 1日の消費税率引上げと同時に、軽減税率制度が始まります。飲食料品と新聞が対象ですが、その線引きは少し複雑。何が 8%となり、何が 10%となるのでしょうか。

### 8%と 10%、税率が 2つになります

軽減税率 8%が適用されるのは、次の 2つです。これら以外は、標準税率 10%が適用されます。

- ① 飲食料品（お酒や外食サービスを除く）
- ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

上記①を色分けすると、次のとおりです。

軽減税率 8%

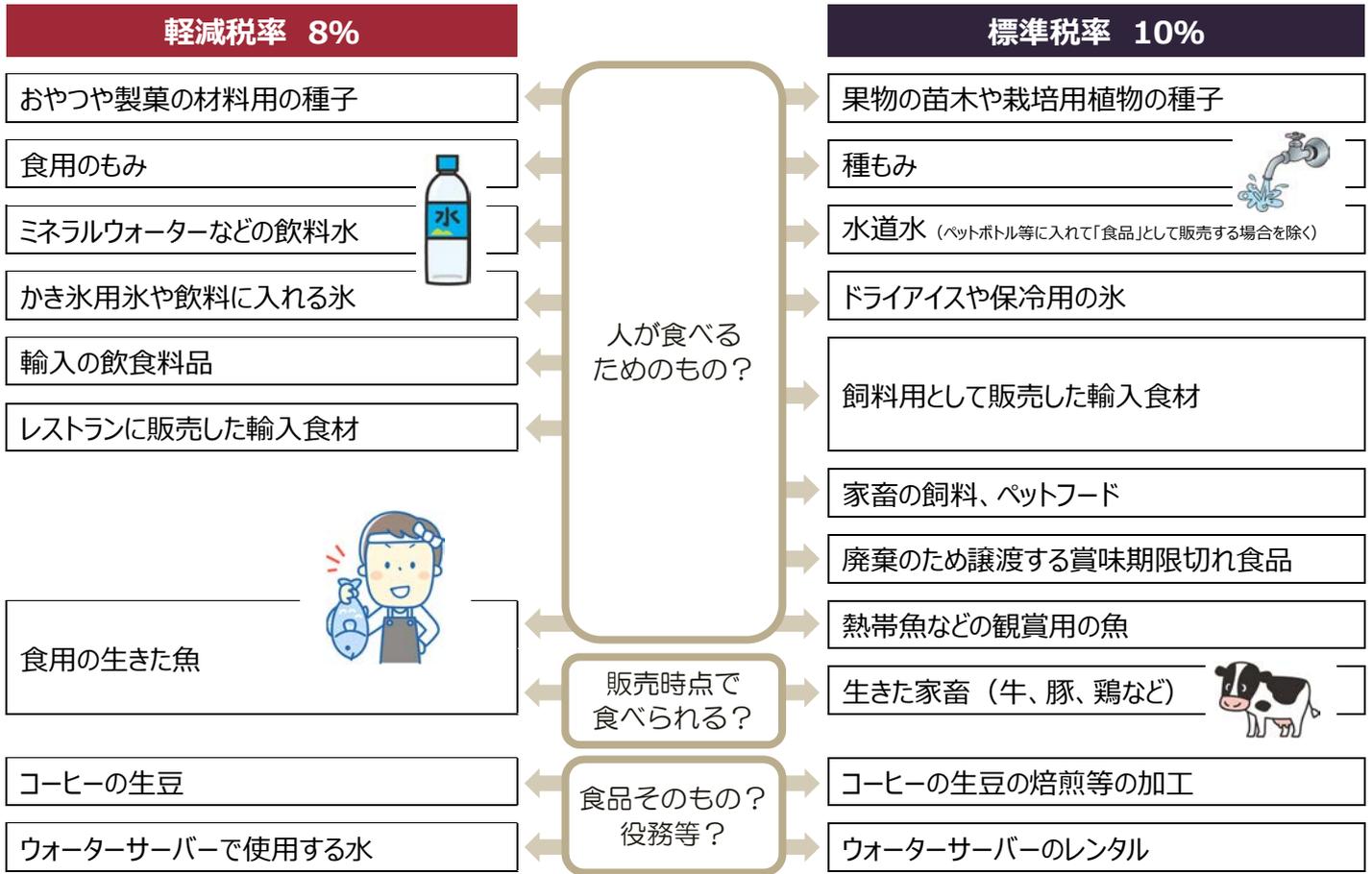
標準税率 10%



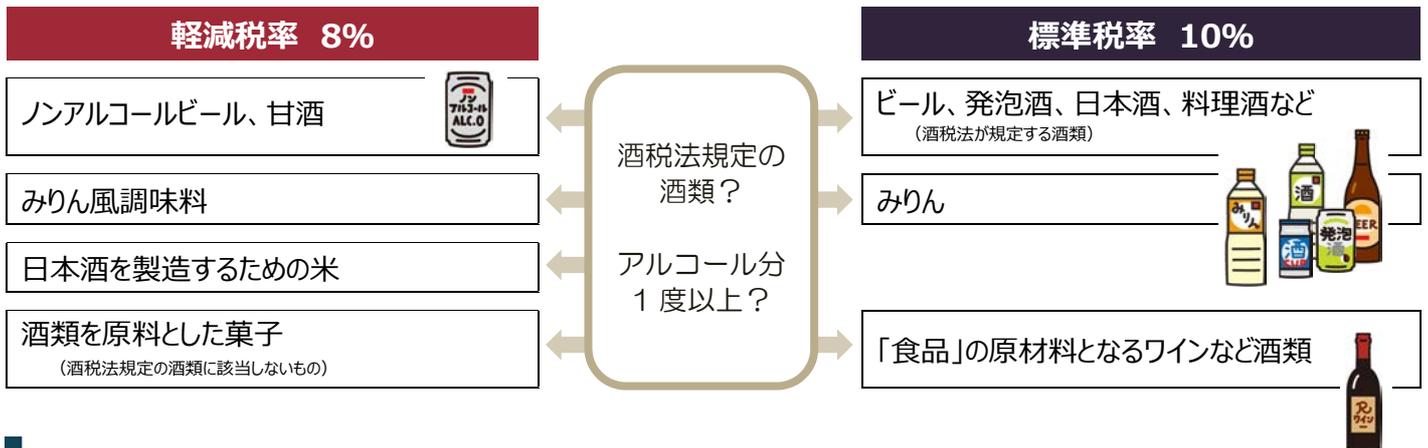
参考：中小企業庁「消費税軽減税率まるわかり BOOK」

軽減税率の対象となるのか、迷いやすいものの具体例を、次ページからみていきましょう。

## どんな飲食料品が 8%？



## 酒類は 10% 基準は「アルコール分 1 度以上」かどうか？



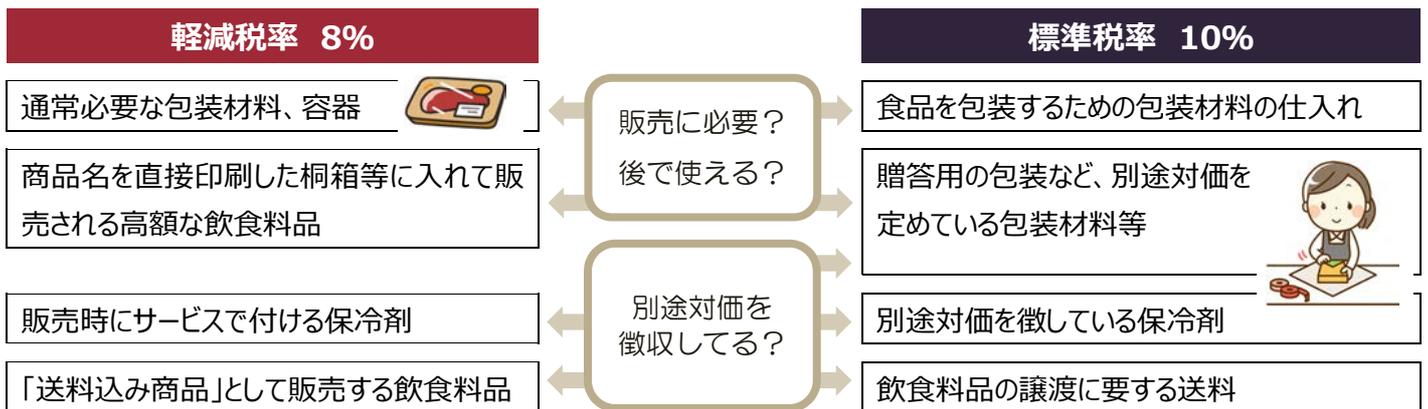
## 食品添加物は 8% 使用目的よりも、売る側の目的で判断



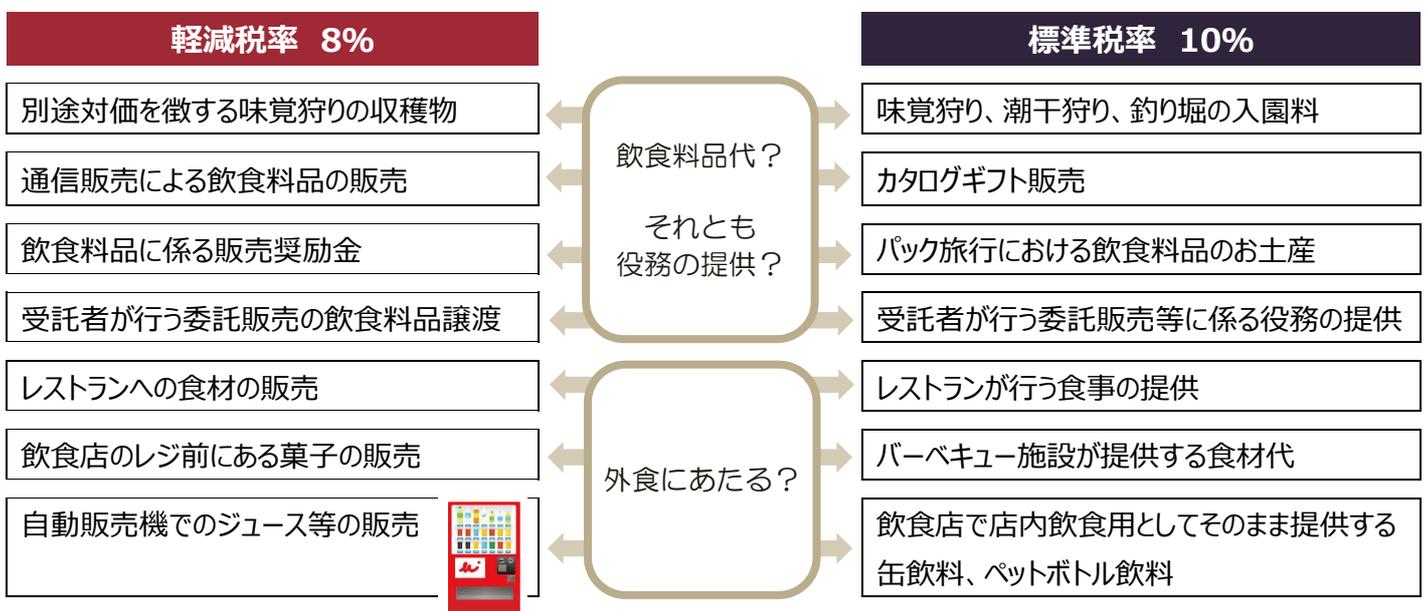
## 医薬品・医薬部外品は 10% 薬は飲食料品ではありません



## 販売に必要な容器や送料はどうなるの？



## この売り方は 8%？ 10%？ さまざまな販売形態と税率



## 「飲食料品＋それ以外」のセット商品は、金額と割合で判断

食玩、高価な容器の食品、食品の入った福袋などのセット商品（「一体資産」といいます）は、**税抜 1 万円以下、かつ食品部分の価額割合が 3 分の 2 以上の場合、8%の軽減税率**が適用されます。



## 外食なら 10%、持ち帰りなら 8% どこで食べるつもりなのかが鍵



## 新聞は、定期購読で週 2 回以上の発行なら 8%

